

保発 0 1 2 9 第 3 号  
平成 2 6 年 1 月 2 9 日

都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省保険局長  
(公 印 省 略)

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令等  
の施行について

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 19 号）及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 18 号）が本日公布されるとともに、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十六年度及び平成二十七年度における財政安定化基金拠出率を定める件（平成 26 年厚生労働省告示第 15 号）が告示されたところである。

その主要な内容は下記のとおりであるので、貴管内の市町村（特別区を含む）、後期高齢者医療広域連合等に周知されたい。

## 記

第一 高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（別添 1）

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 104 条第 2 項に基づき、後期高齢者医療の保険料について以下のとおり改正する。（平成 26 年 4 月 1 日施行）

### 1 保険料の賦課限度額の引上げ

医療給付費の伸び等により保険料負担の増加が見込まれる中、受益と負担の関連、被保険者の納付意識への影響、中間所得層の負担のバランス等

を考慮し、国民健康保険において賦課限度額を負担する層が後期高齢者医療制度においても同程度の負担となるよう、国民健康保険の賦課限度額見直しに伴い、後期高齢者医療の保険料の賦課限度額を現行の 55 万円から 57 万円に引き上げる。

## 2 保険料軽減対象の拡大

低所得者の負担軽減の観点から、被保険者均等割額を減額する基準のうち、当該額の 5 割を軽減する基準については 24.5 万円を乗ずる被保険者数に新たに世帯主を含めることとし、当該額の 2 割を減額する基準については被保険者数に乗ずる金額を現行の 35 万円から 45 万円とする。

### 第二 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（別添 2）

法第 100 条第 3 項の規定に基づき、平成 26 年度及び平成 27 年度における後期高齢者負担率を 100 分の 10.73 とする。（平成 26 年 4 月 1 日施行）

### 第三 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十六年度及び平成二十七年度における財政安定化基金拠出率を定める件（別添 3）

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成 19 年政令第 325 号）第 19 条第 2 項に基づき、厚生労働大臣が定める平成 26 年度及び平成 27 年度における財政安定化基金拠出率を 10 万分の 44 とする。（平成 26 年 4 月 1 日適用）